

件名	県職員の旧姓使用について
受付日	令和5年8月21日
ご意見・ご提案の概要	県職員が離婚した場合に、婚姻前の姓を名乗らずに婚姻後の姓を名乗り続けることも、旧姓使用に当たるのか。
県の考え方	<p>県が「岐阜県職員旧姓使用取扱要綱」に基づいて実施している旧姓使用の取扱いにおいては、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、一定の文書等について、以前使用していた氏（旧姓）を使用することができることとしています。</p> <p>したがって、職員が離婚した場合に、婚姻前の姓ではなく婚姻後の姓（離婚前の姓）を使用することも、同要綱に定める旧姓使用に当たるものです。</p>
担当課	総務部 人事課